

助成手続きの流れ



みどりと公園課みどりの係の窓口や電話でご相談をお受けします。

必ず、工事を着手する前に相談してください。

事前調査・現場説明も行います。

相談受付

代理人が申請する場合は、原則として、施主様にお会いし、申請内容等の確認を行います。

※緑化計画書や樹木等の保全の協議が必要な場合は、先または同時に認定・協議の手続きが必要です。

助成申請

みどりのまちなみ助成対象確認申請書はホームページからダウンロードできます。

- ①みどりのまちなみ助成対象確認申請書
- ②計画図〔案内図・平面図・立面図・断面図〕
- ③内訳のある**工事見積書**の写し等
- ④工事着手前の写真〔建築物全景・接道部分〕
- ⑤管理組合等の同意書など（共同住宅等）

（現地調査）

既存樹木移植、掘撤去の助成を受ける場合は、工事着手前に現地調査が必要です。

書類審査

区から助成対象の基準に適合しているとの連絡・通知があつてから緑化工事を行ってください。

緑化工事開始…完了

緑化工事が完了しましたら区に連絡をください。

交付申請

みどりのまちなみ助成交付申請書はみどりの係の窓口でお渡ししています。

- ①みどりのまちなみ助成交付申請書
- ②竣工図〔平面図・求積図・断面図〕
- ③内訳のある**工事請求書**の写し等

完成後の現地検査・確認

原則として、緑化内容等の確認を行うため、施主様のお立会いをお願いします。

助成金の請求

※緑化計画書があるものは完了の手続きが必要です。

- ①区長あての助成金請求書

助成金の交付（入金）

助成金は申請者様の金融機関の口座へ振り込まれます。

助成の条件

（詳しくはお尋ねください）

- ・ 建築物が建築基準法等の関係法令を厳守していること
- ・ 完成後（5年以上）の維持管理者が確定していること
- ・ 申請者と建築物の所有者が異なる場合は、その所有者の同意を得ること
- ・ 共同住宅で緑化する場合は、管理組合等の同意を得ていること
- ・ 当該緑化助成を、同じ年度に受けていないこと
- ・ 緑化計画該当物件については、緑化計画の認定を受けていること
- ・ 前面道路の幅員が4m以上あること

目黒区が求める道路沿いの緑化イメージ

- 緑量豊かで中高木を主体としたみどり
- 野鳥がすめるまちなみにする花や実のなるみどり
- ブロック塀を撤去し、安全で安心できるみどり
- 連続性があり、良好なまちなみ景観を確保するみどり

さまざまな樹木の例

高木（シンボルツリー）



ナツバキ（写真）、ヤマモモ、シラカシ、ハナミズキ、クロガネモチ など

中木（花や実のなる木）



ハナカイドウ（写真）、マンサク、ソヨゴ、キンモクセイ など

生け垣



ベニカナメモチ（写真）、イヌツゲ、シラカシ、ウバメガシ、イヌマキ など
出典許諾済：「緑化情報ナビ」財団法人建設物価調査会

コニファー



ブルーヘブン（写真）、コロラドヒヤクシン、ゴールドコーン など

みどりのまちなみ助成

（接道部〈道路沿い〉緑化助成）

平成23年度版



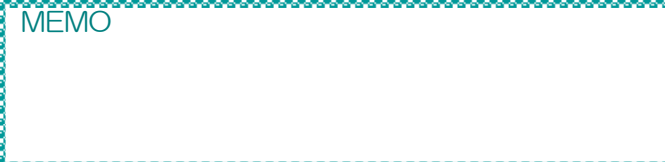
生け垣の例

※区が、特定の業者に営業活動を支援したりすることは一切ありません。
 ※植栽を業者等に依頼する際には、施主様が維持管理をすることを考慮していただき、必ず、施主様がどのような植栽をしたいかを業者等と打合せください。
 ※他の助成や融資を受けている場合は、当助成を受けられないことがあります。
 ※本制度は、年度内1回だけ助成を受けられます。（他所における緑化であっても助成できません。）

【お問い合わせ】

目黒区都市整備部 みどりと公園課 みどりの係

住所 〒153-8573 目黒区上目黒 2-19-15
 電話 03-5722-9359
 メール midori02@city.meguro.tokyo.jp
 URL <http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/enjo/midorihogo/ryokuka/>



助成対象

(1) 最低の施工延長（新たな接道部緑化）

- 道路に面した場所又は面していると認められる場所に連続して 1.0m以上を新たに緑化したものを対象にします。
- ※ 既存樹木を抜いて植え替えた場合は対象になりません。

(2) 敷地面積

- 500㎡未満が対象になります。

(3) 縁石の高さ

- 植栽地を形成するための縁石は、植栽の地盤面からの高さが 40 cm 未満のものを対象にします。（道路面からの高さではありません。）

(4) 緑化の方法

- 原則として接道線に連続して植栽したものを対象にします。接道部に駐車場を設けた場合など道路から奥行き 5m 以内の植栽も、道路と緑化部分に遮蔽物がなければ対象になります。
- 植栽が遮蔽物で隠れていないものを対象にします。やむを得ず植栽前面にフェンスを設置する場合は透過率 70% 以上のものにしてください。
- 竹などの自然素材で樹木の保護・育成を目的とする四つ目垣等はこのフェンスにはあたりません。
- つる性植物は対象になりませんが、補助器具を使用しない、樹高 1m 以上の自立するものは対象とします。
- ※ フェンスの費用は、助成対象になりません。
- ※ 接道面と植栽の間に遮蔽物を設置する場合は、助成の対象になりません。
- ※ プランターによる植栽は対象になりません。

(5) 最低限の保全期間

- 完成後 5 年以上保全し、枯れてしまった場合は施主が良好な状態に直してください。（保全できなかった場合は、助成金の返還を求める場合があります。）

(6) 緑化工事を行う前の申請

- 緑化工事を行う前に申請（必要書類を提出）して助成対象確認を受けてください。

助成基準

新植栽は、下表の施工延長ごとに樹木 1 本が必要となり、施工延長は最低 1 m 必要です。縁石設置や塀撤去の助成は、各植栽工事を行った長さのみが対象になります。

(1) 新植栽

植栽区分	樹高	施工延長（1本当り）
高木 (シンボルツリー)	4.0m～	樹高-1m(端数切捨)
	3.0m～4.0m	2.0m
	2.0m～3.0m	1.5m ※1
中木 ※2 (花や実のなる木)	2.0m～3.0m	1.5m
	1.5m～2.0m	1.0m
生け垣 ※3	1.0m～1.5m	0.5m
竹 ※4	1.0m～	0.5m～3.0m
コニファー（園芸用に品種改良した常緑針葉樹でマツ、スギ、ヒノキ、マキ等の原種は除く） ※5	4.0m～	3.0m
	3.0m～4.0m	2.0m
	2.0m～3.0m	1.5m
	1.5m～2.0m	1.0m
	1.0m～1.5m	0.5m

- 高木、中木及びコニファーを植栽する場合は、樹木の根元に地被植物等を植栽し、みどりが連続するようにしてください。（根元に植栽していないと、連続した植栽にみなすことができないこともあります。）
- 株立ち（竹含む）は、1 株を 1 本として算定します。
- 助成対象範囲は、接道部から奥行き 5m 以内の接道線とみならず部分から奥行き 3m の範囲内（遮蔽物で見えない部分と接道部から 5m を超える部分は除く）の植栽です。
- ※1 高木で樹高が 2.0m～3.0m の場合は、植栽帯（奥行き）を 1.5m 以上とし、樹木の根元に低木以上の樹木を植栽してください。
- ※2 中木で花や実が目立たない樹木（ベニカナメモチ・イヌツゲ・シラカシ・ウバメガシ等の常緑樹、モミジ・カエデ・アカメガシワ等の落葉樹、マツ・スギ・ヒノキ等の針葉樹）も対象になります。
- ※3 生け垣は、葉と葉が触れ合う程度に連続したみどりが助成対象になります。（樹高 1.5m 以上の樹木で生け垣を造る場合は、中木・高木の樹高区分を助成単価として適用します。）
- ※4 竹は植栽時に樹高 1m 以上あり、1 株単位を助成対象とします。
- ※5 コニファーで樹高 3.0m 以上の場合は、高木の助成単価を適用します。（3m 未満はコニファーの同一単価を適用します。）

(2) 既存樹木の移植

- 樹高 1.5m 以上の樹木を同一敷地内で移植すると対象となります。（工事前の現地調査を受けてください。）

(3) 縁石設置

- 縁石は、石材・コンクリート・木材・金属・樹脂・陶器・レンガ・タイル等を使い、新たに設置するものを対象にします。
- 植栽の地盤面から高さ 40 cm 未満でボルト、釘、金具、接着剤、コンクリート等により固定した縁石を、新たに設置すると対象になります。

(4) 塀撤去

- 植栽の地盤面から高さ 40 cm を越えるブロック塀や透過率 70% 未満のフェンス等の遮蔽物の撤去が対象になります。（工事前の現地調査を受けてください。）

助成額 助成区分に応じ次の助成単価（新植栽は完了検査時に確認した施工延長を基準）を適用します。

助成の区分		助成単価
新植栽	高木（シンボルツリー）	30,000 円/㎡
	中木（花や実のなる木）	20,000 円/㎡
	生け垣	10,000 円/㎡
	竹	10,000 円/㎡
	コニファー	10,000 円/㎡
既存樹木の移植	樹高 1.5 m 以上 幹周り 0.30m 以上	15,000 円/本
	樹高 1.5 m 以上 幹周り 0.15m 以上 0.30m 未満	10,000 円/本
	樹高 1.5 m 以上 幹周り 0.15m 未満	5,000 円/本
縁石設置	5,000 円/㎡	
塀撤去	9,000 円/㎡	

- 1 件の限度額は 40 万円までとします。
- 助成金額の総額に千円未満の端数がある場合には、切り捨てます。
- 高木の助成単価の適用は、助成延長最大 5m までとします。それを超えた部分は、中木の助成単価を適用します。
- 既存樹木の移植は、他にも助成制度があるので、相談してください。